

2. 出 産 期

出生届

赤ちゃんが生まれたら、提出期限内に市区町村役場に「出生届」を提出し、児童手当（公務員の方は勤務先で手続き）や医療費の申請など各種手続きをすみやかに済ませましょう。

出生届

問合せ先：町民課戸籍年金係 TEL 572-3114

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に住所地、出生地、本籍地、居住地などの市区町村役場に「出生届」の提出が必要です。届出人が署名、捺印した出生届の場合は代理人でも提出できます。

- ◆必要な物：出生届、母子健康手帳、届出人の印鑑

低体重児出生届

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

出生体重が2,500g未満のお子さんが生まれた時に「保健センター」に届け出が必要です。代理届け出でも提出できますし、電話連絡でも可能ですので、すみやかに届け出てください。

退院後、保健師がご自宅にお伺いし、育児の心配事など、相談に応じます。

- ◆必要な物：マイナンバー（個人番号）カード
※マイナンバーカードの詳細については3ページをご覧ください。

出産育児一時金

出産育児一時金（国民健康保険加入者）

問合せ先：町民課保険係 TEL 572-3114

国民健康保険の加入者が出産した時、出産費用の一部を助成します。（1児につき500,000円を限度）

出産費用を国民健康保険が医療機関に直接支払う「直接支払制度」が利用できます。医療機関等で直接支払制度に関する合意文書を記入することで利用できます。

■出産育児一時金支給（差額）申請

出産費用が出産育児一時金支給額を下回った場合は、差額を町から支給します。また、直接支払制度を利用しない方は、医療機関に全額出産費用を支払い、町へ出産育児一時金支給申請をしてください。

※一時金は妊娠4か月以降に死産や流産した場合も対象となります。

※国民健康保険以外の方の一時金は、ご加入の健康保険者へお問い合わせください。

- ◆必要な物：出産費用内訳領収明細書・医療機関等との直接支払制度に関する合意文書・健康保険証・母子健康手帳・母親名義の銀行通帳など

出産祝い金

出産祝い金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

お子さんが産まれた時に「出産祝い金」を交付します。次代を担う子の出産を奨励するとともに子どもの健全な育成と池田町の活性化を図ることを目的としています。

- ◆対象者：出産した子を養育している方
- ◆要件：出産時、池田町に住所を有し、6か月以上池田町に住んでいる方
- ◆祝い金の額：

第1・2子の出産	50,000円	
第3子の出産	100,000円	第4子以降の出産 300,000円
- ◆交付の方法：池田町商工会商品券を交付します
- ◆申請期間：出産後3か月以内（6か月間町に居住していない場合は、6か月間住所を有した日から3か月以内）
- ◆申請の窓口：
 - ・保健子育て課子育て支援係（保健センター内）
 - ・町民課戸籍年金係（役場庁舎内）

・・・お子さんが満1歳・満2歳になった時には『育児支援金』を交付します！10ページ参照・・・



医療費助成

池田町では、北海道の「乳幼児医療費助成事業」に加え、満 18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの子どもの医療費の全額助成を実施しており、医療費無料化を実現しています。

お子さんが産まれた方、他市町村より転入された方は、忘れずに手続きを済ませましょう。

乳幼児医療費助成

問合せ先：町民課保険係 Tel 572-3114

■乳幼児医療費助成（乳幼児等医療費受給者証発行）

医療機関で受診された際、「乳幼児等医療費受給者証」と「健康保険証」を一緒に病院などの窓口へ提出してください。保険診療金額を助成します。

※保険適用外の費用などは対象外です。

- ◆対象：満 18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までのお子さん
- ◆必要な物：被保険者の健康保険証・学生証（高校などに進学の方のみ）

■北海道外で医療を受けた場合

児童・生徒が北海道外の医療機関で受診された場合に、支払われた保険診療金額を申請により払い戻します。

医療機関で受診された際に、一度自己負担分をお支払いいただき、後日、医療機関が発行する領収書（診療点数が確認できるもの）を添えて申請してください。

※保険適用外の費用などは対象外です。

- ◆必要な物：領収書、被保険者の健康保険証・保護者名義の銀行通帳

児童手当制度

中学校を修了する前の児童を養育している方を対象に「児童手当」または「特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の児童養育者）」が支給される制度です。

この手当は、毎年 6 月の受給者の現況により支給額が変更になる場合があります。

児童手当

問合せ先：町民課戸籍年金係 Tel 572-3114

児童手当または特例給付等の支給開始月は原則、申請月の翌月です。手続きが遅れた場合、さかのぼって支給されませんのでご注意ください。

◎手続きが必要な方…

- ①初めてお子さんが生まれたとき
- ②第 2 子以降の出生により養育するお子さんが増えたときなど
- ③転入・転出・転居で住所が変わったときなど
- ④児童を養育しなくなったとき
- ⑤公務員になったとき（役場と勤務先で手続き）、公務員でなくなったとき（役場と勤務先で手続き）

◎所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方…

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満となる場合は、「特例給付」として児童 1 人当たり月額一律 5,000 円が支給されます。なお、所得上限限度額以上となる場合は「特例給付」は支給されなくなります。支給されなくなった後、所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要になります。

- ◆対象：中学校卒業までの児童を養育している方
- ◆必要な物：受給者及び配偶者のマイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード・健康保険証・受給者名義の通帳
※必要に応じて提出していただく書類がありますので係までお問い合わせください。

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円

紙おむつの無料回収について

使用済みの紙おむつ類は、無料で回収を行っています。

- ◆出し方：①45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れてください。
②「おむつ」とはっきりわかるように明示して排出してください。
③燃やせるごみの収集日に排出してください。
- ◆おむつごみの種類：「紙おむつ・紙パンツ」「尿取りパッド」「清掃綿」など（生理用品は対象外です）
- ◆注意事項：おむつごみ以外を一緒に排出した場合は、収集されない場合があります。
- ◆問合せ先：町民課環境住宅係 Tel 572-3114



新生児の検査・訪問相談

お子さんの成長を確認するため各種検査や訪問相談等を行っています。

産後サポート

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

産後、育児の心配事がある方の相談を助産師がお受けします。来所、電話、訪問などで対応します。

- ◆対象 象：産後2週間～4か月の産婦さん。（該当しなくても気軽にご相談ください）
 - ・初めて出産された方
 - ・多胎等で支援を必要とする方
 - ・育児に関する不安があり、身近に相談できる相手がいない方
- ◆手続き 象：予約が必要です。



産後ケア事業

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

産後、育児に不安がある方や家族からの支援が受けられない方に、産後ケアセンターのデイケアをご利用いただけます。

- ◆対象 象：産後6か月未満のお母さんと赤ちゃんで下記の全てに当てはまる方。
 - ・申請・利用時に池田町民である
 - ・心身の不調、育児に不安がある
 - ・家族から支援が受けられない
 - ・感染症や入院が必要な病気にかかっていない
- ◆場所 所：慶愛産後ケアセンター「クローバー」
- ◆利用回数・料金：1回の出産につき2回まで、1回1,600円（所得により減免あり）
- ◆利用方法：事前に申請が必要です。利用を希望される方は上記までお問い合わせください。

新生児訪問・産婦訪問

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

生後1か月前後に、保健師がご自宅へお伺いし赤ちゃんの成長発達を確認し、育児の相談などに応じます。
※里帰りの方の希望も承ります。

- ◆対象 象：生後1か月前後の赤ちゃんとそのお母さん
- ◆案内 所：対象の方に担当保健師から連絡し日程調整などをさせていただきます。



新生児聴覚検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や訓練を受けることによって、ことばの発達を促すために、新生児に出産後、退院前に病院での「きこえ」の検査をお勧めいたします。妊娠後期の面接の際に受診票を発行します。

- ◆対象 象：新生児
- ◆対象の検査：自動ABR検査もしくはOAE検査（初回検査のみ）
- ◆費用 用：無料

胆道閉鎖症スクリーニング検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

胆道閉鎖症を早期に発見するための検査です。
母子健康手帳のカラーカードを見てお母さんが赤ちゃんの便の色を確認し異常が見受けられた時は、すぐに医師に相談しましょう。生後4か月頃までは、大便の色に注意が必要です。保健師も新生児訪問の際、様子を確認し相談をお受けいたします。